

安全衛生に係る管理者のあらまし

- 1 安全衛生管理組織図【業種・規模別】
- 2 総括安全衛生管理者
- 3 安全管理者
- 4 衛生管理者
- 5 産業医
- 6 安全衛生推進者等

労働安全衛生法では、事業場を一つの適用単位として、本社、工場、支店、事務所、営業所、店舗等の事業場の業種、規模等に応じて、「総括安全衛生管理者」、「安全管理者」、「衛生管理者」、「産業医」、「安全衛生推進者」又は「衛生推進者」の選任を義務付けています。



安全衛生管理組織図【業種・規模別】

事業者は下図のとおり業種と規模に応じて、必要な管理者、産業医等を選任することが義務付けられています。

業種	【安衛令第2条第1号の業種】	【安衛令第2条第2号の業種】	【安衛令第2条第2号の業種】
	林業 鉱業 建設業 運送業 清掃業	製造業(物の加工業を含む) 電気業 ガス業 熱供給業 水道業 通信業 各種商品卸売業 家具・建具・じゅう器等卸売業 各種商品小売業 家具・建具・じゅう器小売業 燃料小売業 旅館業 ゴルフ場業 自動車整備業 機械修理業	その他の業種
規模			
1000人～			
300～999人			
100～299人			
50～99人			
10～49人			
1～9人			

「衛生管理者」は事業場規模が200人を超えると「産業医」は3,000人を超えると複数人の選任が必要となります。詳細は、「衛生管理者」についてはP.5を「産業医」についてはP.7をご確認ください。

1 総括安全衛生管理者とは

労働安全衛生法第10条では、一定の規模以上の事業場について、事業を実質的に統括管理する者を「総括安全衛生管理者」として選任し、その者に安全管理者、衛生管理者を指揮させるとともに、労働者の危険または健康障害を防止するための措置等の業務を統括管理させることとなっています。

2 総括安全衛生管理者の選任

総括安全衛生管理者を選任しなければならない事業場は、次のとおりです。

業 種	事業場の規模 (常時使用する労働者数) ³
林業 鉱業 建設業 運送業 ¹ 清掃業	100人以上
製造業(物の加工業を含む) 電気業 ガス業 熱供給業 水道業 通信業 各種商品卸売業 家具・建具・じゅう器等卸売業 各種商品小売業 ² 家具・建具・じゅう器小売業 燃料小売業 旅館業 ゴルフ場業 自動車整備業 機械修理業	300人以上
その他の業種	1,000人以上

(注) 例えば、

製造業の本社等で製造等を行わず、いわゆる本社機能のみを有する事業場は、「その他の業種」に含まれます。(昭和47.9.18発基第91号)

- 1 運送業：第4号及び第5号の業種（道路、鉄道、軌道、索道、船舶又は航空機による旅客又は貨物の運送の事業）
- 2 日本標準産業分類における「各種商品小売業」に含まれる「コンビニストア」「ドラッグストア」「ホームセンター」「均一価格店」については「その他の業種」として取り扱います。(令和6.3.13基発0313第2号)
- 3 常時使用する労働者数には、正社員のほかパートタイマー、アルバイト、派遣労働者等を含め常態として使用する労働者が含まれます。

(以降、すべての項目において同じ)

3 選任すべき者の資格要件

当該事業場にて、その事業の実施を実質的に統括管理する権限及び責任を有する者（工場長、作業所長等名称を問わず実質的に統括管理する権限及び責任を有する者）

4 総括安全衛生管理者の職務

安全管理者、衛生管理者などに指揮するとともに、次の業務を統括管理することとされています。

- 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること
- 労働者の安全又は衛生のための教育の実施に関すること
- 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること
- 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること
- 安全衛生に関する方針の表明に関すること
- 化学物質の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関すること
- 安全衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善に関すること
- その他の労働災害を防止するため必要な業務

1 安全管理者とは

労働安全衛生法第11条では、一定の業種及び規模の事業場ごとに「安全管理者」を選任し、その者に安全衛生業務のうち、安全に係る技術的事項を管理させることとなっています。

安全管理者の選任は事業の経営担当者以外の者のうちより選任することを原則とするも必ずしも工場長、技術者等の形式上の名称に拘泥することなく、実質上原則に合致する者であれば、規則第3条の資格を有する限り選任して差し支えないこと。

小規模事業場等にあつては、経営担当者自らが安全管理を行う能力があり、その者が安全管理者となることにより安全管理者の実効があると思料される場合には、その者を安全管理者に選任することをさまたげるものではないこと。（昭23.5.11基発第737号、昭41.1.22基発第46号）

2 安全管理者の選任

総括安全衛生管理者を選任しなければならない事業場は、次のとおりです。

業 種	事業場の規模 (常時使用する労働者数)
林業 鉱業 建設業 運送業 清掃業 製造業(物の加工業を含む) 電気業 ガス業 熱供給業 水道業 通信業 各種商品卸売業 家具・建具・じゅう器等卸売業 各種商品小売業 家具・建具・じゅう器小売業 燃料小売業 旅館業 ゴルフ場業 自動車整備業 機械修理業	50人以上

また、次に該当する事業場は、安全管理者のうち1人を専任の安全管理者とする必要があります。

業 種	事業場の規模 (常時使用する労働者数)
建設業 有機化学工業製品製造業 石油製品製造業	300人以上
無機化学工業製品製造業 化学肥料製造業 道路貨物運送業 港湾運送業	500人以上
紙・パルプ製造業 鉄鋼業 造船業	1,000人以上
上記以外の業務（過去3年間の労働災害による休業1日以上 の死者数の合計が100人を超える事業場に限り。）	2,000人以上

3 選任すべき者の資格要件

下表の年数以上産業安全の実務に従事した経験を有し、かつ「安全管理者選任時研修」修了者

	大学・高等専門学校卒	高等学校卒	その他
理科系統	2年	4年	7年
理科系統以外	4年	6年	7年

(注1) 「産業安全の実務」とは、必ずしも安全関係専門の業務に限定する趣旨ではなく、生産ラインにおける管理業務等も含めることができます。

(注2) 「安全管理者選任時研修」とは、労働安全衛生規則第5条第1号の規定に基づき厚生労働大臣が定める研修（平成18.2.16 厚生労働省告示第24号）

労働安全コンサルタント

平成18年10月1日時点において安全管理者として経験が2年以上ある者（経過措置）

4 安全管理者の職務

(1) 安全管理者は、主に次の業務を管理することとされています。

建築物、設備、作業場所又は作業方法に危険がある場合における応急処置又は適当な防止措置（設備新設時、新生産方式採用時における安全面からの検討を含む。）

安全措置、保護具その他危険防止のための設備・器具の定期的点検及び整備

作業の安全についての教育及び訓練

発生した災害原因の調査及び対策の検討

消防及び避難の訓練

作業主任者その他安全に関する補助者の監督

安全に関する資料の作成、収集及び重要事項の記録

その事業の労働者が行う作業が他の事業の労働者が行う作業と同一の場所においておこなわれる場合における安全に関し、必要な措置（昭47.9.18基発第601号の1）

など。

(2) 巡視

安全管理者は、作業場等を巡視し、設備、作業方法等に危険のおそれがあるときは、直ちに、その危険を防止するため必要な措置を講じなければなりません。

1 衛生管理者とは

労働安全衛生法第12条では、一定の規模の事業場ごとに「衛生管理者」を選任し、その者に安全衛生業務のうち、衛生に係る技術的事項を管理させることとなっています。

2 衛生管理者の選任

常時使用する労働者が50人以上のすべての事業場で選任することとなっており、事業場の規模ごとに選任しなければならない衛生管理者の数は、次のとおり定められています。

事業場の規模 (常時使用する労働者数)	衛生管理者の選任		
	衛生管理者 の人数	衛生管理者のうち 1人を専任とすること が必要な事業場	衛生管理者のうち1人 を衛生工学衛生管理者 免許所有者から選任す ることが必要な事業場
50～200人	1人	該当なし	
201～500人	2人		
501～1,000人	3人	1 参照	2 参照
1,001～2,000人	4人	該当	
2,001～3,000人	5人		
3,000人以上	6人		

- 1 常時501～1,000人規模の事業場で、且つ坑内労働又は労働基準法施行規則第18条に掲げる有害業務に常時30人以上の労働者を従事させる事業場は、衛生管理者のうち少なくとも1人は専任とする必要があります。
- 2 常時500人を超える規模の事業場で、且つ坑内労働又は労働基準法施行規則第18条第1、3、4、5、9号に掲げる有害業務に常時30人以上の労働者を従事させる事業場は、衛生管理者のうち1人を衛生工学衛生管理者免許所持者から選任する必要があります。

【労働基準法施行規則】第18条

- 一 多量の高熱物体を取り扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務
- 二 多量の低温物体を取り扱う業務及び著しく寒冷な場所における業務
- 三 ラジウム放射線、エックス線その他の有害放射線にさらされる業務
- 四 土石、獣毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務
- 五 異常気圧下における業務
- 六 削岩機、鋳打機等の使用によって身体に著しい振動を与える業務
- 七 重量物の取扱い等重激な業務
- 八 ボイラー製造等強烈な騒音を発する場所における業務
- 九 鉛、水銀、クロム、砒素、黄りん、弗素、塩素、塩酸、硝酸、亜硫酸、硫酸、一酸化炭素、二硫化炭素、青酸、ベンゼン、アニリン、その他これらに準ずる有害物の粉じん、蒸気又はガスを発散する場所における業務
- 十 前各号のほか、厚生労働大臣の指定する業務

3 選任すべき者の資格要件

事業場の業種に応じて選任しなければならない資格者等は、次のとおりです。

業 種	免許等保有者
農林水産業 鉱業 建設業 製造業(物の加工業を含む) 電気業 ガス業 水道業 熱供給業 運送業 自動車整備業 機械修理業 医療業 清掃業	第一種衛生管理者免許もしくは衛生工学衛生管理者免許を有する者または医師、歯科医師、労働衛生コンサルタント、教育職員免許法第4条の保健体育若しくは保健の教科について中学校教諭免許状若しくは高等学校教諭免許状又は養護教諭免許状を有する者で学校に在職する者(常時勤務者)、学校教育法による大学又は高等専門学校で保健体育に関する科目を担当する教授・准教授・講師(常時勤務者)
その他の業種	上記に加えて、第二種衛生管理者免許を有する者

免許を受けることができる者

○衛生管理者(第一種・第二種)

- ・衛生管理者免許試験(第一種・第二種)に合格した者
- ・保健師、薬剤師など

○衛生工学衛生管理者

- ・大学または高等専門学校において、工学または理学に関する課程を修めて卒業した者等で、一定の講習を修了した者など

4 衛生管理者の職務

(1) 衛生管理者は、主に次の業務を管理することとされています。

健康に異常のある者の発見及び処置

作業環境の衛生上の調査

作業条件、施設等の衛生上の改善

労働衛生保護具、救急用具等の点検及び整備

衛生教育、健康相談その他労働者の健康保持に必要な事項

労働者の負傷及び疾病、それによる死亡、欠勤及び移動に関する統計の作成

衛生日誌の記載等職務上の記録の整備

など。

(2) 衛生工学衛生管理者の管理すべき事項

作業環境の測定およびその評価

作業環境内の労働衛生関係施設の設計、施工、点検、改善等

作業方法の衛生工学的改善

その他職務上の記録の整備等

(3) 定期巡視

少なくとも毎週1回作業場等を巡視し、設備、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければなりません。

1 産業医とは

労働安全衛生法第13条では、一定の規模の事業場について、一定の医師のうちから「産業医」を選任し、事業者の直接の指揮監督の下で専門家として労働者の健康管理等に当たらせることとなっています。

2 産業医の選任

常時使用する労働者が50人以上のすべての事業場で選任することとなっています。ただし、常時3,000人を超える労働者を使用する事業場では、2人以上の産業医を選任することとなっています。

なお、次に該当する事業場にあつては、専属の産業医を選任することとなっています。

常時1,000人以上の労働者を使用する事業場

一定の有害な業務 に常時500人以上の労働者を従事させる事業場

一定の有害業務とは、労働安全衛生規則第13条第1項3号イ～カに掲げる業務です。

また、産業医の選任は次に掲げる者（イ及びロにあつては、事業場の運営について利害関係を有しない者を除く。）以外の者のうちから行う必要があります。

イ 事業者が法人の場合にあつては当該法人の代表者

ロ 事業者が法人でない場合にあつては事業を営む個人

ハ 事業場においてその事業の実施を統括管理する者

【労働安全衛生規則】第13条第1項第3号

イ 多量の高熱物体を取り扱う業務及び著しく暑熱な場所における業務

ロ 多量の低温物体を取り扱う業務及び著しく寒冷な場所における業務

ハ ラジウム放射線、エックス線その他の有害放射線にさらされる業務

ニ 土石、獣毛等のじんあい又は粉末を著しく飛散する場所における業務

ホ 異常気圧下における業務

ヘ 削岩機、鋸打機等の使用によって、身体に著しい振動を与える業務

ト 重量物の取扱い等重激な業務

チ ボイラー製造等強烈な騒音を発する場所における業務

リ 坑内における業務

ヌ 深夜業を含む業務

ル 水銀、砒素、黄りん、弗化水素酸、塩酸、硝酸、硫酸、青酸、か性アルカリ、石炭酸その他

これらに準ずる有害物を取り扱う業務

ヲ 鉛、水銀、クロム、砒素、黄りん、弗化水素、塩素、塩酸、硝酸、亜硫酸、硫酸、一酸化炭素、

二硫化炭素、青酸、ベンゼン、アニリンその他これらに準ずる有害物のガス、蒸気又は粉じん

を発生する場所における業務

ワ 病原体によって汚染のおそれ著しい業務

カ その他厚生労働大臣が定める業務（未制定）

3 選任すべき者の資格要件

医師であって、次のいずれかの要件を備えたもの

厚生労働大臣の定める研修（日本医師会の産業医学基礎研修、産業医科大学の産業医学基本講座）の修了者

労働衛生コンサルタント試験に合格した者で、その試験区分が保健衛生であるもの

大学において労働衛生に関する科目を担当する教授、准教授または常勤講師の経験のある者
平成10年9月末時点において、産業医としての労働者の健康管理等を行った経験が3年以上である者（経過措置）

4 産業医の職務

(1) 産業医は、主に次の事項を行うこととされています。

健康診断の実施及びその結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること
法第66条の8第1項、第66条の8の2第1項及び第66条の8の4第1項に規定する面接指導並びに法第66条の9に規定する必要な措置の実施並びにこれらの結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること

法第66条の10第1項に規定する心理的な負担の程度を把握するための検査の実施並びに同条第3項に規定する面接指導の実施及びその結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること

作業環境の維持管理に関すること

作業の管理に関すること

労働者の健康管理に関すること

健康教育、健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るための措置に関すること

衛生教育に関すること

労働者の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること

(2) 勧告等

労働者の健康を確保するため必要があると認めるときは、事業者に対し、労働者の健康管理等について必要な勧告をすることができます。

また、労働者の健康障害の防止に関して、総括安全衛生管理者に対する勧告または衛生管理者に対する指導、助言をすることができます。

(3) 定期巡視

少なくとも毎月1回作業場を巡視し、作業方法または衛生状態に有害のおそれがあるときに、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければなりません。

1 安全衛生推進者等とは

労働安全衛生法第12条の2では、一定の規模および業種の事業場ごとに安全衛生推進者又は衛生推進者（以下「安全衛生推進者等」という。）を選任し、その者に安全衛生に係る技術的事項を管理させることとなっています。

2 安全衛生推進者等の選任

安全衛生推進者等を選任しなければならない事業場の規模は常時使用する労働者が10人以上50人未満の事業場です。また、事業場の業種ごとに選任すべき推進者は次のとおりです。

業 種	選任すべき推進者
林業 鉱業 建設業 運送業 清掃業 製造業(物の加工業を含む) 電気業 ガス業 熱供給業 水道業 通信業 各種商品卸売業 家具・建具・じゅう器等卸売業 各種商品小売業 家具・建具・じゅう器小売業 燃料小売業 旅館業 ゴルフ場業 自動車整備業 機械修理業	安全衛生推進者
上記以外の業種	衛生推進者

3 選任すべき者の資格要件

労働安全衛生規則第12条の3及び安全衛生推進者等の選任に関する基準（昭和63年9月5日労働省告示第80号）等で次のように定められています。

- 安全衛生推進者養成講習を修了した者
- 衛生推進者養成講習を修了した者
- 大学又は高専卒業後に1年以上安全衛生の実務に従事している者
- 高等学校又は中等教育学校卒業後に3年以上安全衛生の実務に従事している者
- 5年以上（安全）衛生の実務に従事している者
- 安全管理者及び衛生管理者・労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントの資格を有する者

上記 ~ の要件を満たしている方にも養成講習等の受講が推奨されます。
衛生推進者にあつては、衛生の実務。

4 安全衛生推進者等の職務

安全衛生推進者等については、次の業務(衛生推進者は衛生業務に限る。)を行うこととなっています。

- 施設、設備等（安全装置、労働衛生関係設備、保護具等を含む。）の点検及び使用状況の確認並びにこれらの結果に基づく必要な措置に関する事
- 作業環境の点検（作業環境測定を含む。）及び作業方法の点検並びにこれらの結果に基づく必要な措置に関する事
- 健康診断及び健康の保持増進のための措置に関する事
- 安全衛生教育に関する事
- 異常な事態における応急措置に関する事
- 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関する事
- 安全衛生情報の収集及び労働災害、疾病・休業等の統計の作成に関する事
- 関係行政機関に対する安全衛生に係る各種報告、届出等に関する事

1 選任報告とは

「総括安全衛生管理者」「安全管理者」「衛生管理者」及び「産業医」の選任は、その選任すべき事由が発生した日から14日以内に選任し、所定の様式に必要書類を添付して遅滞なく所轄の労働基準監督署長へ報告する必要があります。

2 選任報告の方法

選任報告の提出方法は、令和7年1月以降、電子申請による提出が原則義務化とされる予定です。事業者の皆様には、選任報告を電子申請により行うための準備をお願いいたします。

電子申請による報告を行うためには、e-Govアカウントを取得する必要があります。e-Govアカウントの取得方法がわからない、e-Gov操作方法がわからない場合、e-Gov上の「ヘルプ」や「よくあるご質問」をご確認ください。

その上で、ご不明な点はe-Gov利用者サポートデスクにお問い合わせください。

e-Gov : <https://shinsei.e-gov.go.jp>

3 e-Gov利用者サポートデスク

Webお問合せ : <https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/contact>

電話番号 : 050-3786-2225 (通話料金はご利用の回線により異なります。)

受付時間 : 4・6・7月 平日午前9時から午後7時まで

土日祝日 午前9時から午後5時まで

5・8～3月 平日午前9時から午後5時まで

土日祝日、年末年始は休止

4 労働基準法などの手続きに関する電子申請について

労働基準法などの手続きに関する電子申請については、以下の厚生労働省ホームページに電子申請が可能な申請の一覧、一括届出事業場一覧作成ツールなどを掲載していますので、ご参照ください。

ホームページは「労基法等 電子」で検索ください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000184033.html>

【厚生労働省ホームページトップページからの進み方】

「ホーム」>「政策について」>「分野別の政策一覧」>「雇用・労働」>「労働基準」>「事業主の方へ」>「労働基準法等の規定に基づく届出等の電子申請について」

提出先労働基準監督署の連絡先一覧

監督署名	管轄区域	電話番号
千葉労働基準監督署	千葉市、市原市、四街道市	043-308-0672
船橋労働基準監督署	船橋市、市川市、習志野市、 八千代市、鎌ヶ谷市、浦安市、 白井市	047-431-0196
柏労働基準監督署	柏市、松戸市、野田市、流山市、 我孫子市	04-7163-0247
銚子労働基準監督署	銚子市、旭市、匝瑳市、 香取郡のうち東庄町	0479-22-8100
木更津労働基準監督署	木更津市、君津市、富津市、 袖ヶ浦市、館山市、鴨川市、 南房総市、安房郡	0438-80-2830
茂原労働基準監督署	茂原市、勝浦市、いすみ市、 長生郡、夷隅郡	0475-22-4551
成田労働基準監督署	成田市、印西市、富里市、 香取市、印旛郡のうち栄町、 香取郡のうち神崎町、多古町	0476-22-5666
東金労働基準監督署	東金市、佐倉市、八街市、 山武市、大網白里市、山武郡、 印旛郡のうち酒々井町	0475-52-4358